

潟上市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

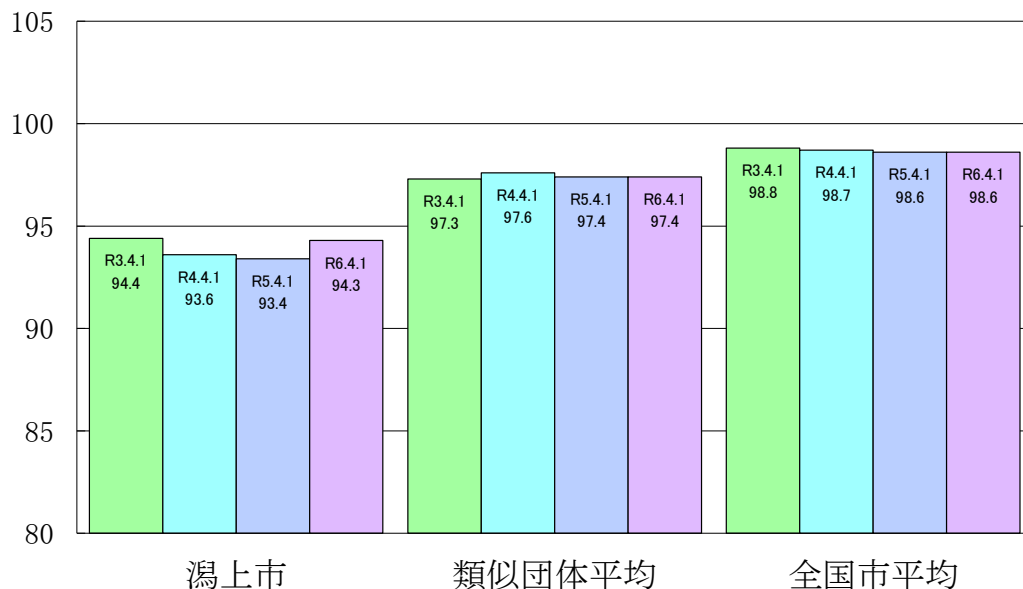
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	31,624	16,841,289	859,535	2,576,944	15.3	15.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	264	913,806	151,337	359,068	1,424,211	5,395	5,874

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し
〔 実施 未実施 〕

給与水準の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直しについては、国・県にならい総合的な見直しを実施した。

②地域手当の見直し
(支給割合) 国基準20%に対し、潟上市においても20%を支給。(市内の支給対象地域なし)
(実施時期) 平成28年4月1日
(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度 の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割合	令和4年度 の支給割合	令和5年度 の支給割合	令和6年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後									
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
潟上市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
潟上市	42.1 歳	303,600 円	353,800 円	326,989 円
秋田県	43.0 歳	324,600 円	386,200 円	353,900 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.3 歳	315,593 円	372,997 円	342,418 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
潟 上 市	47.5 歳	6 人	260,237 円	280,292 円	280,234 円	—	—	—	—
うち運転手	42.6 歳	4 人	240,701 円	262,583 円	262,405 円	乗用自動車 運転者	53.8 歳	264,600 円	0.99
うち用務員	57.2 歳	2 人	299,311 円	315,711 円	315,894 円	他に分類されない 運搬・清掃・包装等 従事者	49.1 歳	244,800 円	1.29
秋 田 県	54.2 歳	215 人	314,400 円	349,800 円	328,200 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	53.2 歳	10 人	304,456 円	329,329 円	316,820 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
潟 上 市	— 円	— 円	—
うち運転手	4,251,850 円	3,924,800 円	1.08
うち用務員	5,154,457 円	3,297,300 円	1.56

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年度～令和5年度の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		潟上市	秋田県	国
一般行政職	大 学 卒	203,563 円	203,563 円	196,200 円
	高 校 卒	171,882 円	171,882 円	164,000 円
技能労務職	高 校 卒	160,417 円	169,971 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	245,785 円	－	－	※
	高 校 卒	※	－	※	361,026 円
技能労務職	高 校 卒	－	※	－	－
	中 学 卒	－	－	－	－

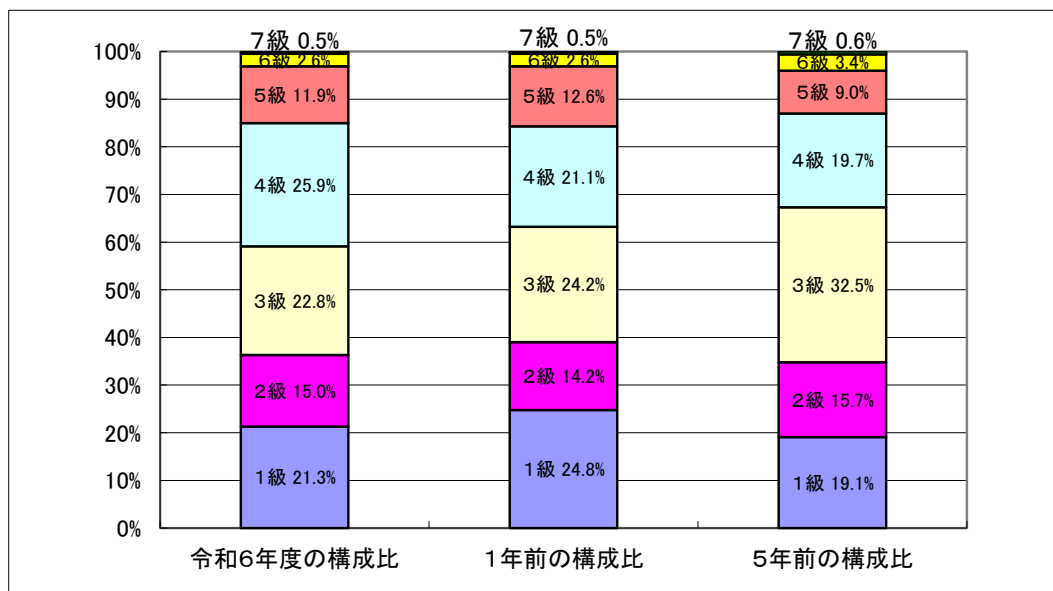
（注）職種別人数が1人の場合、個人情報特定されるおそれがあることからアスタリスク（*）で表示している。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

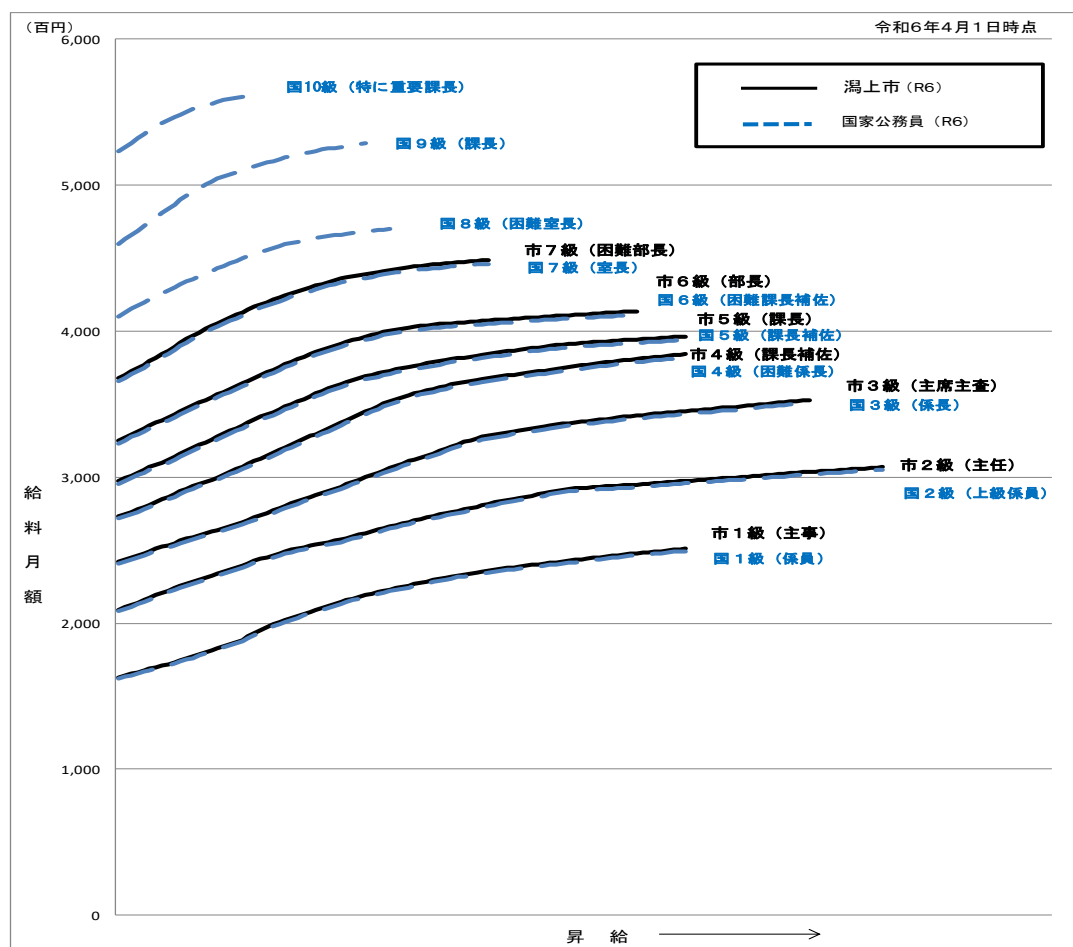
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給 給料月額
1 級	主事	41 人	21.3 %	184,802 円	259,932 円
2 級	主任	29 人	15.0 %	231,633 円	310,690 円
3 級	主席主査・主査	44 人	22.8 %	263,155 円	357,218 円
4 級	課長補佐	50 人	25.9 %	289,339 円	388,841 円
5 級	課長・課長待遇	23 人	11.9 %	311,999 円	401,027 円
6 級	部長	5 人	2.6 %	337,378 円	418,651 円
7 級	部長	1 人	0.5 %	376,051 円	454,101 円

（注） 1 潟上市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

潟上市	秋田県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,430 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,694 千円	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

潟上市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額					
5,098 千円 20,677 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			666 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			62 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20 %	1 人	20 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		851 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		70,917 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		4.33 %	
手当の種類(手当数)		2 手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間ごみ処理に従事する職員の特殊勤務手当	清掃施設に勤務する職員	ごみ処理業務	勤務1回 1,000円
福祉事務所に勤務する現業職員の特殊勤務手当	福祉事務所に勤務する現業職員	ケースワーカー業務	月額 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	75,843 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	294 千円
支給実績(令和4年度決算)	94,492 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	378 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・扶養親族である子 10,000円 ・その他の扶養親族 6,500円 ・子の特定期間加算額 各5,000円 (16歳から22歳まで)	同じ	—	22,509 千円	210 円
住居手当	借家に居住する職員に支給 ・借家(月額12,000円を超える家賃を支払っている職員) 限度額27,000円	異なる	支給限度額	12,395 千円	258,229 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ・交通用具使用(通勤距離に応じて支給) 2,000円～31,600円 ・交通機関利用(実費) 限度額55,000円	同じ	—	14,012 千円	58,141 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給 7級(部長級) 57,000円 6級(部長級) 53,000円 5級(課長級) 38,000円 4級(園長) 32,000円			14,643 千円	406,750 円
管理職員 特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合	同じ	—	444 千円	29,600 円
宿日直手当	日直勤務を行った職員に対してその勤務1回につき4,400円を支給	同じ	—	1,083 千円	7,736 円
寒冷地手当	毎年11月から3月までの各月の初日に在職する職員に支給 ・世帯主で扶養親族のある職員 19,800円 ・世帯主で扶養親族のない職員 11,400円 ・その他の職員 8,200円	同じ	—	14,977 千円	58,050 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給料	市 長	860,000 円 (- 円)	(参考)類似団体における最高／最低額
			989,000 円 / 587,300 円
副 市 長	副 市 長	650,000 円 (- 円)	816,000 円 / 594,000 円
報酬	議 長	420,000 円 (- 円)	580,000 円 / 332,000 円
	副 議 長	380,000 円 (- 円)	510,000 円 / 290,000 円
	議 員	360,000 円 (- 円)	480,000 円 / 260,000 円
	議 員	360,000 円 (- 円)	480,000 円 / 260,000 円
期末手当	市 市 長 長	(令和5年度支給割合)	
	副 市 長 長	3.350 月分	
退職手当	議 副 議 長 長 員	(令和5年度支給割合)	
	議 副 議 長 長 員	3.350 月分	
退職手当	市 市 長 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長 長	給料月額×在職月数×47/100	1,940 万円 任期毎
退職手当	市 市 長 長	給料月額×在職月数×28/100	874 万円 任期毎
	副 市 長 長	給料月額×在職月数×28/100	874 万円 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

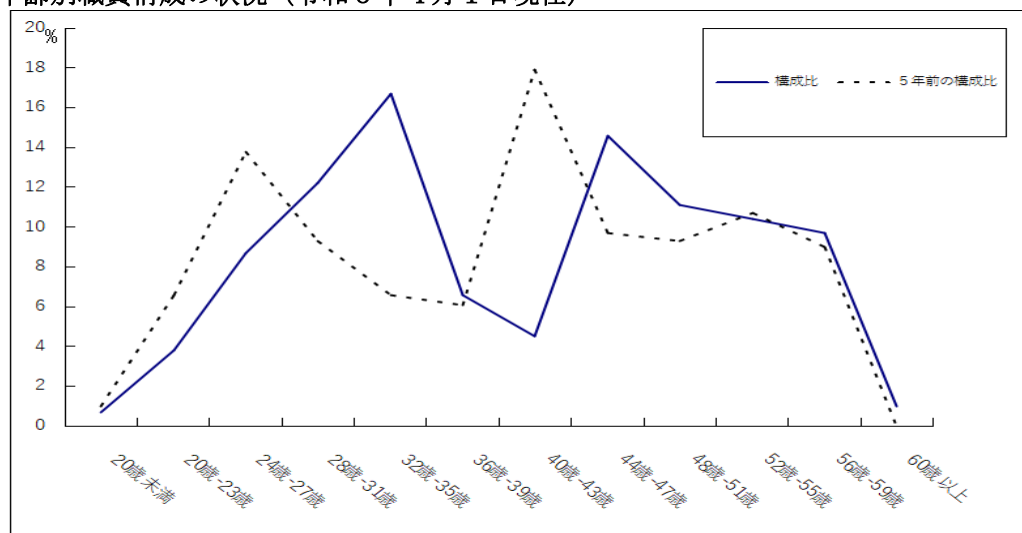
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議 会	4	4	0	
	総 務	70	74	4	育児休業職員の配置換えによる増
	税 務	13	13	0	
	民 生	89	85	△ 4	保育士退職者の不補充による減
	衛 生	24	26	2	ごみ処理場事務体制強化による増
	農林水産	12	10	△ 2	秋田県種苗交換会推進室解散による減
	商 工	9	8	△ 1	職員の配置換えによる減
	土 木	14	14	0	
	計	235	234	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.45 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 74.21 人)
	教育部門	29	29	0	
公営企業等	小計	264	263	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.68 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 92.30 人)
	水 道	6	6	0	
	下水道	4	4	0	
	その他	17	18	1	地域包括支援センターにおける高齢者相談体制の強化による増
	小 計	27	28	1	
合 計		291	291	0	
		[343]	[343]	[0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 92.59 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(令和6年地方公共団体定員管理調査より)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 5	人 11	人 20	人 37	人 44	人 33	人 13	人 25	人 45	人 31	人 22	人 5	人 291

(3) 職員数の推移

（単位：人）

部 門 別	年 度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政		215	214	216	233	235	234	19 (8.8%)
教育		46	43	43	28	29	29	△ 17 (△ 37.0%)
消防		-	-	-	-	-	-	-
普通会計 計		261	257	259	261	264	263	2 (0.8%)
公営企業等会計 計		29	29	26	27	27	28	△ 1 (△ 3.4%)
総合計		290	286	285	288	291	291	1 (0.0)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	528,021	8,917	45,384	8.6	8.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一 人 当 たり 給 与 費 B / A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和5年度	7	24,635	3,510	6,396	34,541	4,934	6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
潟 上 市	42.3 歳	311,680 円	485,759 円
市町村平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

潟上市		一般行政職	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)	
1,471 千円		1,430 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.05 月分	2.40 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和6年4月1日現在)

潟上市		一般行政職	
(支給率)	自己都合 勸奨・定年	(支給率)	自己都合 勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額	47.709 月分 47.709 月分	最高限度額	47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	
1人当たり平均支給額		1人当たり平均支給額	
— 千円 — 千円		5,098 千円 20,677 千円	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。
3 水道事業退職なしのため「-」で表示している。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	—	円

エ 特殊勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	—	%
手当の種類(手当数)	—	

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	2,498	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	416	千円
支給実績(令和4年度決算)	1,971	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	394	千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	一般行政職に準ずる	同じ	—	318 千円	159,000 円
住居手当	一般行政職に準ずる	同じ	—	0 千円	0 円
通勤手当	一般行政職に準ずる	同じ	—	252 千円	50,400 円
管理職手当	一般行政職に準ずる	同じ	—	384 千円	384,000 円
管理職員 特別勤務手当	一般行政職に準ずる	同じ	—	0 千円	0 円
寒冷地手当	一般行政職に準ずる	同じ	—	325 千円	54,167 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	973,783	39,338	27,799	2.9	2.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一 人 当 たり 給 与 費 B / A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和5年度	4	14,866	2,345	3,933	21,144	5,286	6,023

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
潟 上 市	36.2 歳	269,668 円	424,672 円
市町村平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

潟上市		一般行政職	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)	
1,143 千円		1,430 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.05 月分	2.40 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%～15%		・役職加算 5%～15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

潟上市		一般行政職	
(支給率)	自己都合 勸奨・定年	(支給率)	自己都合 勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額	47.709 月分 47.709 月分	最高限度額	47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	
1人当たり平均支給額		1人当たり平均支給額	
— 千円 — 千円		5,098 千円 20,677 千円	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。
3 下水道事業退職なしのため「-」で表示している。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	—	円

エ 特殊勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	—	%
手当の種類(手当数)	—	

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	1,167	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	292	千円
支給実績(令和4年度決算)	1,404	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	351	千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	一般行政職に準ずる	同じ	—	1,126 千円	281,500 円
住居手当	一般行政職に準ずる	同じ	—	648 千円	324,000 円
通勤手当	一般行政職に準ずる	同じ	—	175 千円	43,750 円
管理職手当	一般行政職に準ずる	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	一般行政職に準ずる	同じ	—	0 千円	0 円
寒冷地手当	一般行政職に準ずる	同じ	—	356 千円	89,000 円